

平成30年度市川市指定介護サービス事業者集団指導Q&A

番号	種別	配布資料	項目	質問内容	回答
1	第1号訪問介護		介護職員の喀痰吸引研修受講の助成について	市川市では介護職が喀痰吸引の研修を受講する場合の助成金制度はありますか。	現在のところ、市川市ではございません。
2	第1号訪問介護	(下) P.67	変更届	訪問介護および第1号訪問介護事業において人員配置等の変更があった場合、千葉県ではなく市川市に届出のでしょうか。	訪問介護についてはこれまでどおり千葉県へ、第1号訪問介護については市川市へ変更届の提出をお願いします。
3	第1号訪問介護		介護職員処遇改善	平成29年度の介護職員処遇改善実績報告書を6月末に千葉県に提出しましたが、市川市に提出するのでしょうか。	第1号訪問介護の分は市川市への提出となります。なお締切日を平成30年7月31日としておりますが、ご提出がまだの場合は速やかに提出をお願いします。
4	地密通所・第1号通所		介護事業所への助成について	最低賃金が3年連続の引き上げとなる一方で、介護報酬は低下傾向にあり、人件費が増加する中、事業継続が困難になりつつあります。現状、市川市としては健全な事業運営が可能と考えていますか？市として助成などは考えていませんか？	現在のところ、市川市では事業所への助成制度はございません。
5	地密通所・第1号通所		介護事業所への助成について	市川市では介護事業者を支援する独自の制度はありますか。	現在のところ、市川市ではございません。
6	地密通所・第1号通所	(下) P.98～101	運営推進会議	運営推進会議は本来、事業所が行うべきものですか。また実施による良い効果があれば教えてください。	条例等において、運営推進会議はサービス事業者が自ら設置すべきものとされています。利用者の家族や地域住民の方々に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています。認知症対応型共同生活介護において、地域住民からホームの性質が理解され、地域の盆踊りへの誘いを受け、入居者と住民との交流が図られ、さらに住民の方々の認知症に対する理解を深めて頂くことができたとの事例があります。趣旨をご理解のうえ、今後とも適切な会議の実施をよろしくをお願いします。
7	地密通所・第1号通所		サービス提供時間	介護予防通所型サービスおよび基準緩和型の最低のサービス提供時間はどのくらいですか。	通所介護又は地域密着型通所介護と一体提供する場合は、当該要介護者向けの通所サービスと同じく3時間以上を1単位とすることを目安にする必要があります。要介護者向け通所サービスを実施しない場合には、レクや機能訓練等の一連のサービスが提供できる時間を事業所ごとに設定してください。
8	地密通所・第1号通所	(上) P.147	総合事業	総合事業において市川市が報酬を1回ごとに変更した理由を教えてください。	基準緩和通所型サービスとの併用を制度的に可能とするため、また、利用実績に基づく給付とするためです。
9	居宅介護支援	(下) P.69	変更届	人員配置の変更等があり、すでに千葉県に平成30年5月1日付で千葉県に提出していますが、あらためて市川市に提出する必要性はありますか。	介護保険法改正に伴い、平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権限が千葉県から市川市に移譲されたため、市川市に提出をお願いします。
10	居宅介護支援		高齢者サポートセンターについて	各高齢者サポートセンターに考え方のばらつきを感じます、足並みをそろえられないのでしょうか。また高齢者サポートセンターでも相談にのってもらうことが難しい場合、どこに相談すればよいのでしょうか。	介護福祉課包括支援グループまでご相談下さい。
11	居宅介護支援		社会福祉協議会について	市川市社会福祉協議会はどのような機能があるのですか。	社会福祉法に基づいて設置されています。一般的に市町村社会福祉協議会の主な機能としては①地域の特性を踏まえた福祉に関する独自事業②ボランティアの育成および活動支援③地域の社会資源のネットワーク化などがあげられます。詳細は市川市社会福祉協議会HP等をご覧ください。
12	居宅介護支援	(上) P.66 (下) P.22～28	届出の対象となる訪問介護について	訪問介護の届出の対象となるサービスについて教えてください。	届出の対象となる訪問介護の種類はあくまでも「生活援助中心型サービス」となります。詳細は「老振発0510第1号」の通知内容をご確認下さい。
13	居宅介護支援	(上) P.64	特定事業所加算	特定事業所加算の要件の共同の事例検討会とはどのようなことですか？また研修会等とは高サポと研修会の中で事例を研究するなどのことでしょうか？またその開催頻度を教えてください。	加算要件の「法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の部分」は、「事例検討会・研究会」の両方にかかっています。「共同」とは開催者か否かを問わず2人以上が事例検討会等に参画することを指しています。市や高サポ等と共同して実施する場合でも、他法人の居宅介護支援事業所が開催者または参加者として参画する必要があります。また開催頻度は任意ですが、年に最低1回以上の実施が必要と考えます。
14	居宅介護支援	(上) P.66	特定事業所集中減算	特定事業所集中減算に係る「正当な理由」について。当該事業所について「紹介率最高法人」が福祉サービス第三者評価の90%以上であり、かつ県の公表に同意する場合とありますが、市川市でも正当な理由としてみとめられますか。	市川市でも正当な理由として認めます。詳細は市川市のHPをご確認下さい。
15	居宅介護支援		記録類の保存期間	記録の保管5年と聞きましたが、他市の方も5年でしょうか。	市川市指定の事業所に対する条例の義務規定でありますので、貴事業所のサービスを利用される方につきましては本市・他市を問わずに所定の記録類は5年間保存して頂くこととなります。
16	居宅介護支援		記録類の保存期間	書類保存について、条例32条の2の「…次に掲げる記録を整備し、その完結の日から…」とあるが「その完結の日」とは「記録を整備した日」と解釈してよいのか？	記録の保存に係る「完結の日」の解釈についてをご参照ください。
17	居宅介護支援	(上) P.63	入院時医療連携加算、退院退所加算の書式	入院時医療連携加算、退院退所加算の書式は厚労省と千葉県とどちらを勧めますか。	厚労省と千葉県のいずれの書式をご活用いただいても大丈夫です。また、同程度の内容が網羅されていれば様式例以外の書式でもかまいません。
18	居宅介護支援		サービス担当者会議	担当者会議の開催時期について、見解が保険者によって異なるので市川市の意見を聞かせてください。具体的には、認定結果が遅れている人で担当者会議をして暫定プランを作った場合、認定確定後にあらためて担当者会議を行う必要があるかどうか教えてください。	認定結果が出た後に、暫定プランの見直しを行う必要があるかどうかの意見照会を行う必要があるかと思われます。その意見を踏まえ、あらためてサービス担当者会議を行う必要があるかどうかご判断いただければと考えます。
19	居宅介護支援	(上) P.63	退院退所加算	退院退所加算の算定要件のポイントについて教えてください。	利用者の退院・退所にあたり、病院や施設等の職員から「利用者に関する必要な情報」を得た上で(原則、退院・退所前に得ることが望ましいが、退院・退所後7日以内でも可、なお起算日は退院・退所日の翌日から)、その情報を反映したケアプランを作成した場合に算定できます(サービス利用開始月に請求)。またカンファレンスへの参加が算定要件とされている場合には、必ず当該職員及び入所者又はその家族が参加するものに限られます。詳細につきましては、「老企第36号 第3の13」をご確認下さい。
20	認知症対応型共同生活介護等	(上) P.78	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算における身体拘束適正化のための対策を検討する委員会において、個別の身体拘束案件を扱ってもよいのでしょうか。	身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を運営推進会議をもって替えることができると思いますが、身体拘束を行う場合の個別ケースに関する検討については、個人情報保護と運営推進会議の参加者要件に鑑み、運営推進会議において検討することは望ましくないと考えられます。